



## お知らせ

### 平成21年分 所得税・市府民税・事業税の申告

- 期 間** 2月16日(火)～3月15日(月) ※窓口での受付は土・日曜日は除く
- 所得税の申告をされた方は、市府民税や個人事業税の申告は不要です。所得税の申告が不要な方で、市府民税の申告義務のある方は、あべの西南市税事務所12階・区役所5階特設会場へ申告してください。
  - 還付申告書は2月15日(月)以前でも税務署で受け付けています。
  - 申告書はご自分で作成してお早めに提出してください。郵送等でも受け付けています。
- 問い合わせ** 所得税・消費税…西成税務署(千本中1-3-4)  
**☎6659-5131**  
 個人事業税 …… なにわ南府税事務所(阿倍野区三木町2-10-21)  
**☎6621-1361**  
 市府民税 …… あべの西南市税事務所  
 (阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス)  
**☎6634-2953**

#### 公的年金等受給者の方の申告会場のお知らせ

- 開設日** 2月1日(月)～15日(月)(土・日・祝日を除く) 9:15～17:00  
**場 所** 西成税務署1階 会議室(千本中1-3-4)  
 ※本年は西成区民センターの年金専用会場は開設しておりません。

#### 所得税の確定申告はe-Tax(電子申告)をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からも電子申告が可能です。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

#### 法定調書の提出期限…2月1日(月)

法定調書の提出にはe-Taxをご利用ください。

- 問い合わせ** 西成税務署 個人課税部門 **☎6659-5131**

### 資源集団回収団体を支援します

古紙などの資源を集団回収されている住民団体を対象に支援制度を設けています。

- 団体登録をしましょう  
支援制度を利用されるには事前に団体登録が必要です。10世帯以上で構成する営利を目的としない住民団体が登録できます。
  - 支援内容  
報奨金として、1団体あたり年額5,000円を支給します。年間の古紙回収量に応じて、古紙再生品(トイレトーパー・ノート・コピー用紙)を支給します。年間の古紙回収量が10トン以上の場合には古紙再生品のかわりに奨励金も選択できます。
- |                |               |           |
|----------------|---------------|-----------|
| <b>奨励品等の金額</b> | 15トンまで        | 1.5円/kg   |
|                | 15トンを超え30トンまで | 2円/kg     |
|                | 30トンを超えた回収量   | 3円/kg 相当額 |
- 古紙再生品や奨励金の支給上限額は70万円です。
- 問い合わせ** 環境局南部環境事業センター 啓発担当  
**☎6661-5450 FAX 6653-7849**

### 「2010 大阪国際女子マラソン」「2010 大阪ハーフマラソン」 交通規制のお知らせ

- 開催日** 1月31日(日) **交通規制時間** 11:10～15:40ごろ
- コース** 長居陸上競技場→大阪城公園→市役所(新橋交差点折り返し)→大阪城公園→長居陸上競技場 ※ハーフマラソンは大阪城公園まで
- 問い合わせ** 大阪国際女子マラソン事務局 **☎6633-9632**

### 第2期 西成区地域福祉アクションプランの策定に向けて ～素案に対するご意見を募集します～

- 意見受付期間** 1月20日(水)～2月19日(金)
- 公表資料の閲覧・配架場所**  
 西成区ホームページ  
 区役所(1階総合案内、3階生活支援担当、5階福祉担当)  
 西成区社会福祉協議会
- 応募方法** 郵便、ファックス、西成区ホームページよりご意見をお寄せください。
- 送り先** 〒557-8501 岸里1-5-20 西成区保健福祉センター生活支援担当  
 「アクションプラン(素案)に対する意見募集」宛 **FAX 6659-2259**  
 西成区ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/>
- ※ 電話でのご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。  
 ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- 問い合わせ** 西成区保健福祉センター  
 生活支援担当(支援) **☎6659-9872**  
 西成区地域福祉アクションプラン推進委員会事務局

### 専門相談日

秘密厳守・無料

|                              | 日 時  | 場 所            |
|------------------------------|--|----------------|
| ①法律相談                        | 1月19日(火)・2月5日(金)・2月16日(火)<br>12:45～15:00<br>※12:45に抽選で相談順位を決めます。   | 西成区役所<br>4階会議室 |
| ②ナイター法律相談                    | 2月16日(火) 18:00～20:00   | 西区民センター        |
| ③就労相談<br>(仕事の紹介・あっせんではありません) | 1月15日(金)・1月22日(金)・1月29日(金)<br>2月5日(金)・2月12日(金)<br>13:20～15:30<br>※13:20に抽選で相談順位を決めます。<br>※16:00～17:00の時間帯は予約により相談を受けます。予約の受付は、<br>大阪市地域就労支援センター<br><b>☎0120-939-783 ☎6567-6889</b> | 西成区役所<br>7階相談室 |

※いずれの相談も当日のみ受付(③は一部予約)。②は先着順。相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。

- 問い合わせ** ①③区民企画担当(市民活動推進) **☎6659-9683**  
 ②大阪市総合コールセンター(年中無休) **☎4301-7285**

### 文化財防火デー

1月26日(火)は「文化財防火デー」。昭和24年のこの日に法隆寺金堂壁画が火災により焼失したことから、昭和30年より文化財防火デーが定められ、全国一斉に文化財に対する防火の取り組みが行われています。

お寺や神社の境内などでの火遊びやたばこのポイ捨ては絶対にやめ、貴重な文化財を火災から守りましょう!

- 問い合わせ** 西成消防署 予防担当 **☎6653-2066**



ホリスティック教育実践  
研究所所長  
eTC代表  
金香百合さん

### みんなの幸せ・元気をめざす 「積極的人権」のすすめ

人権文化を築くためには、差別や暴力をなくすることが大事です。しかしそれを達成してさらに、ひとりひとりの幸せ元気をめざすことが「積極的人権」の考え方です。

すべての人の幸せ元気を考えるとき、「子ども時代を幸せにする」ことは特に重要です。それには、子どもの「自尊感情」を育むことが効果的です。

#### <自尊感情って何?>

自尊感情は人とのつながりの中で、自分と他者を両方とも大切にする自他尊重の感情です。「自己中」とは別物です。自尊感情が高い時、対等な人間関係をつくり、偏見や差別が少なく、性別にとらわれず、学力やさまざまな能力が発揮されやすいのです。自尊感情が高まると内にある力が発揮され、その状態をエンパワーといえます。

#### <自尊感情を高めるからだの栄養・こころの栄養>

自尊感情にはからだの栄養とこころの栄養が必要です。からだの栄養は3つ、①食べる②寝る③動く、です。これは生きることの基本でもあります。こころの栄養は①安心・安全な居場所がある②大切にされている③関心をもってもらう④聞いてもらう⑤認められる⑥ほめられる⑦信頼されている⑧感謝されている⑨あるがままに受け入れてもらう⑩笑顔に囲まれている、です。こういう人間関係や環境の中にとると栄養が満ち足りて、自尊感情が高くなります。親や地域のおとな、教師は子どもにあげているでしょうか。思春期にはともだち関係でももらいます。

#### <自尊感情が低くなると暴力がでる>

一方で栄養が不足し、自尊感情が低くなると暴力がでできます。暴力は①人に向かうもの・暴言・無視・いじめ・なぐる・ける・暴力メール・性暴力・デートDVなど②自分に向かうもの・自傷行為・たばこやギャンブル・酒・薬物依存・ケータイ中毒・ひきこもり・抑うつ・自殺など。

暴力は、弱いほうに連鎖していく傾向がありますが、早期発見・早期手当てによって、改善解決をはかりたいものです。親やおとなが、子どもにからだの栄養とこころの栄養を十分に与える関わりをすれば、子どもは幸せに元気に育ちます。そしておとなたちもまた、この自尊感情が必要です。おとなも子どもも、人とのつながりやかかわりを大事にし、からだこころの栄養を循環させ、シンプルにエコに生きることで、積極的人権文化をこの西成の地域に広げていくことを実現していきましょう。

西成区人権啓発推進会(事務局:区民企画担当(市民活動推進)) **☎6659-9743**

市・府民税(普通徴収)第4期分の納期限は2月1日(月)です。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。